

特別決議

自衛隊の軍事衛星保有を公然と認め、宇宙軍拡競争に日本を引き込む宇宙基本法案に反対する

自民、公明、民主の三党は、宇宙基本法案を 9 日の衆院内閣委員会に共同で提出し、提案理由の説明後、わずか 2 時間の質疑だけで可決してしまった。宇宙基本法は昨年 6 月に自民・公明両党が「ミサイル攻撃からわが国を守るため」と称して国会に提出したが、参議院選挙の結果、法案審議がストップしていた。ところが今国会で一部修正を口実に民主党が加わって共同提案となったものである。

これまでの日本の宇宙開発においては、1969 年の国会決議や宇宙航空研究開発機構法で、宇宙開発利用を「平和の目的に限り」と明記しているが、このことは「非軍事」のことであり、1983 年 5 月に当時の角田禮次郎内閣法制局長官は「自衛隊は本来、軍事偵察衛星でさえ持つことができない」と答弁している。これを基本に宇宙開発や研究を進めてきたことが、日本への国際的な高い評価につながっている。

今回強行されようとしている宇宙基本法は、わが国の宇宙開発の基本方針を「非軍事」から「非侵略」に変えるとしているが、法案が成立すれば、偵察衛星、早期警戒衛星、軍事通信衛星などの保有と宇宙の軍事利用に道を開き、日米共同で推進されているミサイル防衛戦略への自衛隊とわが国軍需産業のいっそうの参加に道を開くことはあきらかである。

宇宙基本法案を準備してきた自民党の「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」は、2006 年にだした文書で、宇宙利用が必要なのは、「弾道ミサイル防衛」だけでなく、イラクやインド洋での活動のように、「自衛隊の海外活動を支える」ためとのべている。イラクなどで衛星情報をもとに無差別爆撃をくりかえしている米軍と同じことを、自衛隊にやらせようとしている。イラク派兵を憲法違反とする名古屋高裁判決が確定判決になったいま、海外派兵と結びついた宇宙の軍事利用は許されるものではない。

さらに問題なのは、宇宙基本法案が宇宙開発利用に秘密保全の網をかぶせようとしていることである。宇宙基本法案は、「宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずる」とうたっているが、宇宙開発利用の情報を秘匿するため、法的な措置をとるということは、日本の宇宙科学や技術の成果が秘密のベールにつつまれることになり、「自主・民主・公開」の宇宙開発利用の原則と両立しないのはあきらかである。

日本科学者会議京都支部は 3 月に開催した京都総合科学シンポジウムでもこの問題を科学者の立場から議論し、宇宙基本法の危険性について警告を発してきた。

「平和の目的に限り」との国会決議は今も生きているのであって、日本科学者会議京都支部第 42 回定期大会は宇宙基本法案に反対することを決議する。

2008 年 5 月 18 日

日本科学者会議京都支部第 42 回定期大会